

認可外保育施設等の利用

【対象となる施設・事業】

・認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

《注1》認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。（都道府県への届出がなされていて、国の基準を満たす施設が対象。対象外の施設でも5年間の猶予期間が設けられます。）

《注2》他市町村の施設等の利用を希望される場合は事前にご相談ください。

【対象者・利用料】

・無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

《注1》保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

《注2》「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（保育所の利用と同等の要件）があります。

・3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

就学前の発達支援サービスを利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

➡ お問い合わせ 福祉課子ども係（課直通） ☎ 68-7004

✉ f-kodomo@town.haboro.lg.jp

ごみの分別について～正しい分別の徹底を！～

令和に改元して、気持ちも新たに生活をスタートした今春、みなさまの家庭などから出るごみの処理施設で5月21日に火災が発生しました。

分別収集が始まって、年月が過ぎましたが、ほとんどの方がルールを守って、気持ちよく生活されている中、ほんの一部のルールを守れない方のために施設の機能がストップしてしまい、ごみの収集に支障が出ることもあります。

元号もあたらしくなった『令和元年』、友人や家族との会話や町内会の集まりなどの際に、ごみの分別について再確認をお願いします。

今年の4月から、新たに「雑がみ」の分別をお願いしております。ルールを守らない方がいると、みなさんで利用するごみステーションが気持ちよく利用できないこととなります。分別収集にご協力をお願いします。

- ライターは、ガスを抜いて「破碎ごみ」で出してください。
- カミソリは、刃をガムテープで覆い、「破碎ごみ」で出してください。
- スプレー缶等は、穴を開けてからステーション内の空いているカゴに出してください。
- 缶などに異物を入れないでください。
- 缶、ビン、ペットボトルは、中を水洗いして出してください。
- プラスチック類は、汚れを落として、水洗いして出してください。プラスチック類を二重に袋に入れて出すのは、やめてください。
- 「雑がみ」と「シュレッダー屑」は、混ぜないで別々の袋で出してください。
- 分別を間違わないでください。

➡ お問い合わせ

町民課環境衛生係（課直通） ☎ 68-7003

羽幌町外2町村衛生施設組合 ☎ 68-1001

令和元年10月1日から

幼稚園、保育所、認定こども園などの

3歳から5歳まで

利用料が無償化されます。

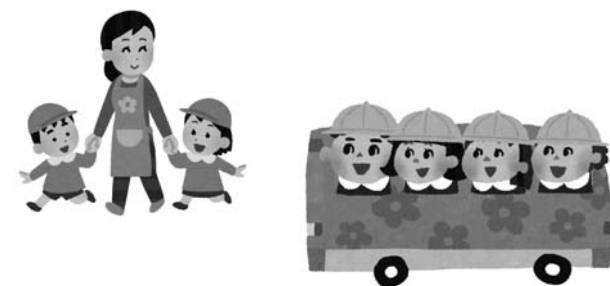
※0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

【対象となる施設・事業】

・幼稚園、保育所、認定こども園
・地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

《注》地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。（※当町には該当施設はありません。）



【対象者・利用料】

・3歳から5歳まで
幼稚園、保育所、認定こども園（保育・幼稚園）等の利用料が無償化されます。

◎無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

《注》幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

・0歳から2歳まで
住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

・利用料以外（送迎費、行事費など）の実費徴収分は、これまでどおり負担いただくことになります。

3歳から5歳までで保育所や認定こども園の保育を利用する子どもの副食費が実費徴収化されます。

■現在、主食費（ごはん・パン）は保育料と別に実費負担（又は各自持参）となっていますが、副食費（おかず）は保育料に含まれています。

■今回の保育料無償化にあたり、3歳から5歳までの子どもについては、幼稚園や認定こども園を利用する子どもたちと同様に、副食費も実費徴収化されることとなります。

ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもは、副食費を免除することになります。

（幼稚園も同様です。なお、免除の対象者へは個別に通知します）支払免除の対象とならない場合は、各施設が定める額の副食費を施設へ納めていただくこととなります。なお、0歳から2歳までの子どもにつきましては、現在の取扱いと変わりません。

幼稚園の預かり保育の利用

【対象者・利用料】

・無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

《注》「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（保育所の利用と同等の要件）があります。

・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

